

**ボタン電池の  
適正分別・排出の確保のための  
表示等情報提供に関するガイドライン  
(第1版)**

**2016年(平成28年) 11月制定**

一般  
社団法人 **電池工業会**  
**BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN**

**【第1版 一次電池部会 環境対応委員会 委員名簿】**

(会員会社名)

委員長	清水 一浩	セイコーインスツル株式会社
副委員長	長谷 洋志	パナソニック株式会社
委員	青木 正裕	ソニー株式会社
	家倉 忠生	日立マクセル株式会社
	佐藤 祥子	ソニー株式会社
	醍醐 達也	東芝電池株式会社
	中神 弘治	FDK株式会社
事務局	小島 克巳	一般社団法人 電池工業会
	澤井 道則	一般社団法人 電池工業会

注)敬称略、委員名:アイウエオ順  
所属名は2016年9月時点

# 目 次

序文.....	1
1. 本ガイドラインの適用範囲.....	1
2. 水銀等の使用に関する表示等の情報提供の方法.....	1
3. 表示 .....	1
3.1 表示に関する基本的な考え方 .....	1
3.2 表示内容 .....	2
3.3 開始時期 .....	2
4. カタログへの掲載.....	2
4.1 掲載内容 .....	2
4.2 達成時期 .....	2
5. WEB への掲載.....	2
5.1 掲載内容 .....	2
5.2 達成時期 .....	3
6. ガイドラインの見直し.....	3
附属書.....	4
① 一次電池におけるBAJ会員会社の水銀使用状況.....	4
② 水銀汚染防止法における電池への水銀使用規制の内容 .....	4
③ 一般社団法人 電池工業会によるボタン電池回収処理事業の概要 .....	5
④ 一次電池における無水銀表示の例 .....	5

## 序文

- かつて電池における水銀の2大用途は、乾電池と水銀電池であった。日本の電池業界は水銀削減を進め、乾電池は1992年(全社無水銀化)、水銀電池は1996年(製造・販売終了)、ともに20年以上前に対策を完了し、現時点でごく微量ながら水銀使用が残っているのはボタン電池(酸化銀電池、アルカリボタン電池、空気亜鉛電池を指す。以下同じ。)のみである(\*<sup>1</sup>附属書①を参照)。これらのボタン電池における水銀使用は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(以下「水銀汚染防止法」という。)による規制の対象となっている(\*<sup>2</sup>附属書②を参照)。
- このガイドラインは、経済産業省及び環境省が策定した「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」(以下「政府ガイドライン」という。)を踏まえ、ボタン電池の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という)が自主的に取り組むべき、当該ボタン電池の適正分別・排出の確保、及び水銀フリー製品の購入選択促進のための表示等情報提供に関する具体的な方法について解説したものである。

### 1. 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、一般社団法人電池工業会(以下「BAJ」という。)の会員企業が日本国内で販売するボタン電池に適用する。BAJ会員でない企業が本ガイドラインに準拠することを妨げないが、後述のボタン電池回収事業(\*<sup>3</sup>附属書③を参照)に参加するためには、BAJに加入し、ボタン電池回収推進センターの事業推進会社になることが必要である。

### 2. 水銀等の使用に関する表示等の情報提供の方法

ボタン電池への水銀等の使用に関する表示等の情報提供は、次に掲げる3つの方法について、後述する箇条 3～5 に従って実施する。原則として、3つの方法全てを実施することが望ましい。

- a) 表示
- b) カタログへの掲載
- c) WEB への掲載

注記:表示とは、「製品本体又はそれに付随するもの(添付文書その他の取扱説明書やパッケージ)に、水銀使用等について記載又はラベル・銘板貼付を行うこと」である(政府ガイドラインの「用語の定義」による)。

### 3. 表示

ボタン電池の製造事業者等は、水銀等の使用に関する情報を、次の要領で表示する。

#### 3.1 表示に関する基本的な考え方

- a) ボタン電池はサイズが小さくスペースに余裕がないこと、また、品質確保のために本体刻印が難しいことを考慮し、表示は原則としてパッケージに行うものとする。ただし、個社判断での本体表示を妨げない。
- b) 電池業界では、かつて水銀を使用していた電池において水銀使用を中止した場合は、長年にわたって無水銀表示を行ってきており(\*<sup>4</sup>附属書④を参照)、ここに水銀含有表示を追加すれば、以下のような弊害が懸念される。
  - 1) 過去に販売した分やBAJ会員以外の輸入品も含めると、市場に無水銀表示、水銀含有表示、表示なし、の3つが混在することになり、購入面でも排出面でも混乱を招く。
  - 2) 過去に販売した表示のなかった製品が、水銀を使用しているにもかかわらず無水銀であると誤認され、適正な分別・排出を阻害するおそれがある。それよりも無水銀表示のみとし、表示のないものが水銀含有とみなす方が過去からの連続性が保たれ、弊害も少ない。
  - 3) BAJ会員以外の輸入品が、水銀を使用しているにもかかわらず水銀含有表示を行わなかった

場合、それが無水銀であると誤認され、表示を行った国内メーカーとの間に不平等が生じる。

- c) ボタン電池の排出に当たって無水銀品と有水銀品を区別するのは非常に困難であるため、BAJは、セーフティーネットとしての自主取組であるボタン電池回収において、水銀の有無による区別はせず、「ボタン電池」として回収・適正処理を行っている。ボタン電池の場合は、水銀含有表示によって分別・排出を促すよりも、市場に水銀含有品が存在している間は、「ボタン電池」として分別・排出することの方が適正処理確保の目的にかなっている。
- d) また、無水銀表示は政府ガイドラインの「1. 背景と目的」にある、情報提供のもう1つの目的であるところの、水銀フリー製品の購入選択促進にも直接的に資することができる。
- e) 以上のことから、BAJでは情報提供の目的に応じた対応を行っていく。
  - 1) 適正分別・排出の確保→ BAJの自主取組であるボタン電池回収の告知強化
  - 2) 水銀フリー製品の購入選択の促進→ 無水銀表示の徹底

### 3.2 表示内容

- a) 水銀を意図的に添加していないボタン電池のパッケージに、鮮明かつ明瞭、容易に消えない方法で、無水銀である旨を表示する。  
例: 「無水銀」「水銀ゼロ使用」「水銀フリー」「Hg 0%」「0% Hg」
- b) 併せてボタン電池回収の案内を表示することが望ましい。  
例: 「ボタン電池回収にご協力ください」

### 3.3 開始時期

表示は、水銀汚染防止法の当該規定の施行時期(2016年12月18日)以降、個別の製品等の版の更新時期には実施すること。ただし、当該施行時期以前に版の更新等がある場合には、施行時期にかかわらず前倒しで行うことが望ましい。

## 4. カタログへの掲載

ボタン電池の製造事業者等は、水銀等の使用に関する情報を、次の要領でカタログに掲載する。

### 4.1 掲載内容

- a) 商品ごと、または商品品群への無水銀表示
- b) ボタン電池回収の案内

例: 「弊社はBAJの一員としてボタン電池回収事業を推進しています。使用済みのボタン電池は、回収協力店までお持ちください。

詳しくは、ボタン電池回収サイト(<http://www.botankaishu.jp/m/top.php>)をご覧ください。」

### 4.2 達成時期

カタログへの掲載の達成時期は、2017年度末とする。

## 5. WEB への掲載

ボタン電池の製造事業者等は、水銀等の使用に関する情報を、ボタン電池のトップページまたはそれに準じる場所に、次の要領でホームページに掲載する。ただし、ホームページを有しない場合は、この限りではない。

### 5.1 掲載内容

- a) ボタン電池の種類

例: 「ボタン電池には次の3種類があります。

①腕時計に使用する酸化銀電池(形式記号SR)

②各種小型電子機器に使用するアルカリボタン電池(形式記号LR)

③補聴器に使用する空気亜鉛電池(形式記号PR)

※リチウムコイン電池(形式記号CRまたはBR)では、もともと水銀は一切使用されていません。」

b) ボタン電池への水銀使用状況

例:「電池メーカーからの国内出荷において、酸化銀電池はほぼ無水銀化が完了し、アルカリボタン電池は無水銀化が進行中ですが、空気亜鉛電池については、品質・安全確保のため、まだ当面の間、水銀使用が続く見通しです。」(各社の無水銀化の状況に合わせて記載)

c) ボタン電池の水銀の有無の見分け方

例:「BAJ会員企業は、環境への取組を強化してきた中で、無水銀化を実現した商品には、パッケージに無水銀である旨を表示しています。無水銀表示のないものは水銀含有品となります。」

d) 使用済みボタン電池の処分方法

例:「BAJでは2009年から、水銀の適正処理を目的として、ボタン電池回収事業に取り組んでおり、弊社もBAJの一員としてこの事業を推進しています。使用済みのボタン電池は、回収協力店までお持ちください。詳しくは、ボタン電池回収サイト(<http://www.botankaishu.jp/m/top.php>)をご覧ください。」

## 5.2 達成時期

WEB への掲載の達成時期は、2017年4月を目標とする。

## 6. ガイドラインの見直し

このガイドラインは、関連法規の動向、自治体等の分別回収状況等に応じて、適宜見直すものとする。

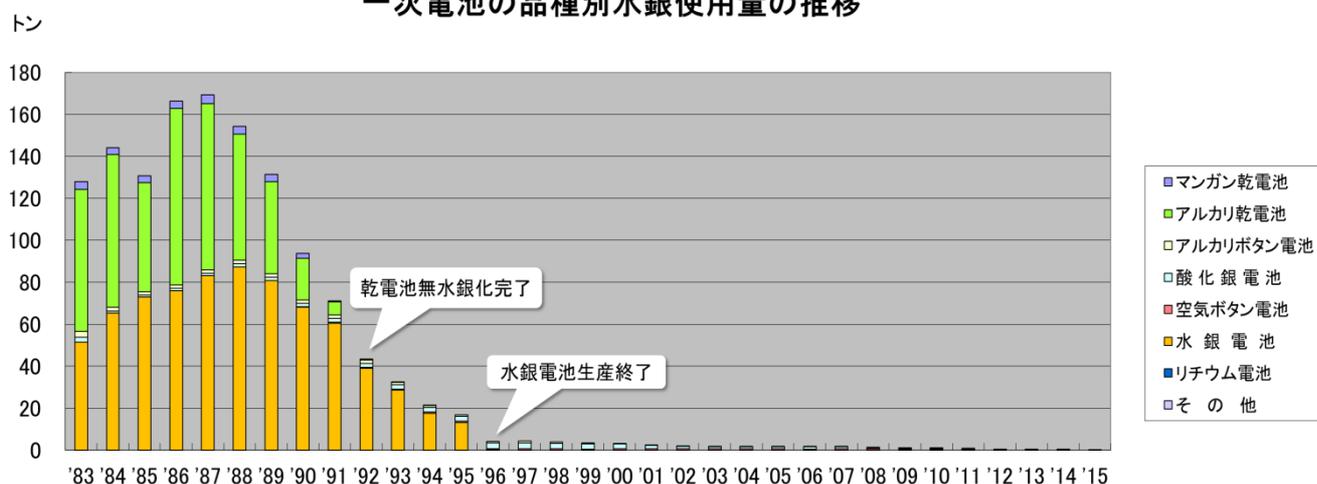
第1版 平成 28年 11月 発行

## 附属書 (参考)

### ① 一次電池におけるBAJ会員会社の水銀使用状況

電池の種類		水銀の使用状況
マンガン乾電池		かつて使用していたが、1991年に全て無水銀化
アルカリ乾電池		かつて使用していたが、1992年に全て無水銀化
水銀電池		1996年に製造・販売中止
リチウム一次電池		もともと水銀は全く使用していない
電池 ボタン	酸化銀電池	2004～2005年に無水銀品の出荷が始まり、現状国内向けはほぼ無水銀化
	アルカリボタン電池	2009年から無水銀品の出荷が始まり、無水銀化が進行中
	空気亜鉛電池	補聴器用電池として、今後も当面の間、水銀使用が続く見通し

### 一次電池の品別水銀使用量の推移

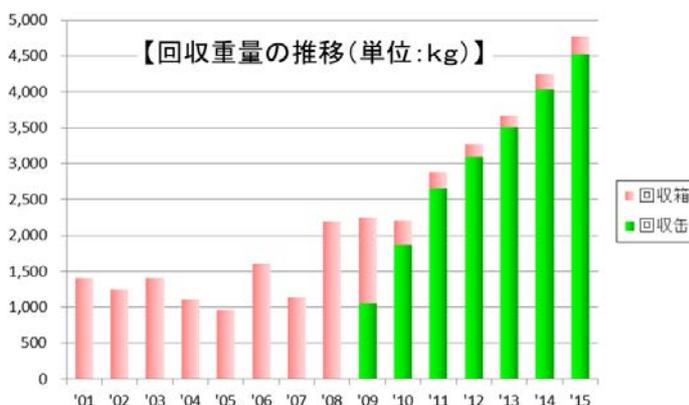


### ② 水銀汚染防止法における電池への水銀使用規制の内容

対象電池	規制値	規制開始日
・ボタン形酸化銀電池	水銀使用量が電池重量当たり1%未満であること	2018年 1月 1日
・ボタン形空気亜鉛電池	水銀使用量が電池重量当たり2%未満であること	2018年 1月 1日
・ボタン形アルカリマンガン電池	水銀を使用していないこと	2020年12月31日
・上記以外の全ての電池	水銀を使用していないこと	2018年 1月 1日

③ 一般社団法人 電池工業会によるボタン電池回収処理事業の概要

- ボタン電池に含まれる水銀の適正処理を目的として、2009年度から始まったBAJによる自主取組で、ボタン電池を販売する小売店に回収缶を設置して、無償で回収・適正処理を行っている。
- 回収対象電池：BAJ会員が製造・販売したボタン電池（酸化銀電池、アルカリボタン電池、空気亜鉛電池）。リチウムコイン電池はもともと水銀を使用しておらず、回収の対象外。
- 法的根拠：産業廃棄物広域認定（第169号）を取得して実施。
- ボタン電池の回収は、従来から電池メーカー各社によって行われてきた（下のグラフの「回収箱」部分）が、2009年度に運営をBAJに一元化し、回収協力店の登録と公開を行った。水銀汚染防止法の後押しもあり、回収量は従来レベルの3倍以上に伸び、現在も拡大を続けている（下のグラフの「回収缶」部分）。
- ボタン電池回収についての詳細は、ボタン電池回収サイト（<http://www.botankaishu.jp/m/top.php>）を参照されたい。



④ 一次電池における無水銀表示の例

【ボタン電池 (BAJ会員)】



【ボタン電池 (BAJ会員外)】



【乾電池】

